

長野県子ども・若者モニター事業業務委託受託者評価要領

1 目的

この要領は、長野県子ども・若者モニター事業業務委託公募型プロポーザル方式実施公告（以下「実施公告」という。）に基づいて応募があった提案を評価し、その業務を委託する候補者（以下「委託候補者」という。）を選定するために必要な事項について定める。

2 企画提案評価会議の開催

上記 1 の委託候補者を選定するために企画提案評価会議（以下「評価会議」という。）を開催する。

3 企画提案評価会議の構成

- (1) 評価会議は別紙の構成員をもって構成する。
- (2) 評価会議の座長は、長野県県民文化部子ども若者局次世代サポート課長とする。また座長代理は次世代サポート課長が別に指名する者をもって充てる。
- (3) 座長代理は、座長に事故があるときまたは座長が欠けたときに、その職務を代理する。
- (4) 評価会議は、座長が招集し、座長が議長となる。
- (5) 評価会議において、座長が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (6) この要領に定めるもののほか、評価会議に関し必要な事項は、座長が別に定める。

4 評価方法

評価方法は別に定める。

5 選定の方法

評価会議は、実施公告に基づき提出された提案等を評価し、最も優れた提案を行ったと認められる者を委託候補者として選定する。

6 選定後の手続

委託候補者は、建設工事請負人等選定委員会（課委員会）での審査を経て、委託先として選定する。